

平成 23 年 4 月 28 日

協会員各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
TEL 03-5739-3014

犯罪収益移転防止法の一部改正について

本日（平成 23 年 4 月 28 日）、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたのでお知らせいたします。

記

1 改正の概要

警察庁のホームページでご確認いただけます。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

（本年 3 月 11 日にアップされた「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案について」）

2 施行日

一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

3 その他

改正法の詳細は、政令、主務省令において定められます。主務省令は関係省庁等にて検討される予定です。

以上